(五) 闘争の方法

イ、演説会、大衆集会、労働者大会の開催

ロ、計画的ストライキの組織（当局の弾圧サレタ）

ハ、闘争過程に於ける全才敵闘争を展開すること。

二、待遇改善の運動、議会解散運動

ホ、ビラ、ポスター、ポスターの配布

ヘ、共同闘争、強力な運動を行すること

(六) 当面の闘争要項

イ、失業者に職業紹介、失業保険法の制定

ロ、賃金法の制定、賃金値上げ

ハ、職業紹介機関の完備

二、八時間労働の実施

ホ、林業、農業、漁業者の組織

五、自主的労働組合（法律無視）闘争に関する件

陳述者、横山一郎、明治大学、民事部（小林大）

極度に反動的な資本家階級は、労働者の最も正当なる権利たる団結権、罷業権を不法に侵害する政府の労働組合法案の上程を企図し、緊急勅令を発令しようとしつつある。特にこの資本家階級の憎むべき反組合運動を徹底的に粉砕し、撲滅し、もって『自主的労働組合法』の成立のために全力をつくすべき義務ある人とするものである。

実行の方法

(一) 本部の統制下に全国的闘争の一環として組織的に大衆的闘争を行ふ事

(二) 山の民の特殊事情を考慮する細織する事

(三) 支部は農業労働組合と共同委員会を持つこと

(四) 労農党は農民組合と共に闘争を行ふ事

(五) 以上の具体的方法は執行委員会に一任する事

六、農村窮乏打破に関する件

陳述者　田中義男（全民）